

特集: インターネット 10 年

著作権と情報発信 インターネット時代の英米文学研究

松岡 光 治

情報共有ネットワーク的な特性を持つインターネットと政府の保護政策が強化されている著作権とは両立し得るのか。この問題が最近さかんに議論されている。

2003 年 11 月 6 日から 3 日間、カリフォルニア大学のワシントン・センターで、“Copyright and the Networked Computer: A Stakeholder’s Congress” と銘打った学術大会 <<http://dc-mrg.english.ucsb.edu/conference/cnsc/>> が催され、最終日の“Preservation and Copyright”というテーマのパネル・ディスカッションでは、同大学アーヴァイン校教授の J. ヒリス・ミラー氏が“The Disappearance of Literature?”という(1963 年出版の『神の消失』を想起させる)題目で発表した。ミラー氏の発表の主旨は、コンピュータがネットワーク化された新しいメディアの時代において、どうすれば大学に拠点を置く文学研究が生き残れるかであった。19 世紀の英国に比べて現代社会では、支配的なイデオロギーを創造、批判、強化する文学の役割が、ますます小さくなっている。音楽の世界と同様に文学の世界でも、出版と流通でデジタル(電子)版がアナログ(活字)版に取って代わるのは必定だから、大学の文学研究者が生き残りたいのであれば、デジタル・テクノロジーの使用は避けられない、というのがミラー氏の見解である。

アメリカでは文学研究の本(特に一人の作家や非英語圏の作家の研究書)の出版は非常に困難になっている。事情は日本でも同じだ。売れない博士論文を出版したい場合、助成金がない限りは間違いなく自費出版を求められる。営利を目的としない公益法人の大学出版局は、商業ベースの出版社と大差がないではないか。研究者との共存という本来の使命を忘れていないか。ミラー氏ならずとも、そう言いたくなる。デジタル化に抵抗する傾向は、文学研究の最終的な成果発表媒体である学術書を扱う大学出版局にも見られるが、それは利益のために情報や版權を抱え込みたい願望の現われなのだ。

ハーヴァード大学に提出した博士論文をもとに、ミラー氏が出版した最初の本、*Charles Dickens: The World of His Novels* (Cambridge, MA: Harvard UP, 1958) は、半世紀近く経った今でもディケンズ関連の論文に頻りに引用される名著であるが、残念ながら絶版になって久しい。筆者は数年前にミラー氏の許可を得て、この本を電子化したあとウェブ上での公開を楽しみに待っていたが、版權を持つ大学出版局からの吉報はまだ届いていない(というか、届きそうにない)。ミラー氏は「復刊しないのであれば、版權を返してほしい」と大学出版局に言

ったのだが、拒否された上に“one-off scheme”(読者が一人であっても 65 ドルほど払えば、この本を印刷してもらえろという企画)への参加を打診されたそうである。試しに契約してみたものの、その後ミラー氏には何の連絡もないという。些細な儲けのために版權を返そうとしない大学出版局に対するミラー氏の怒りは想像にたかくない。絶版になって復刊の可能性のない自分の研究書が電子版として再生し、ネット上で無料配布され、できるだけ多くの学生や若い研究者に読まれることを望んでいるのは、決してミラー氏だけではない。

スタンフォード大学ロースクール教授の Lawrence Lessig 氏は、電子テキスト普及の擁護者として有名で、ミラー氏も彼の意見を強く支持している。レッシグ氏は 2004 年 3 月に新刊、*Free Culture: How Big Media Uses Technology and the Law to Lock Down Culture and Control Creativity* (Penguin) を出したが、4 ヶ月後に翻訳書(翔泳社)が出たこと分かるように、デジタル時代の著作権は今まさにホットな話題となっている。本の内容は「いかに巨大メディアが法を使って創造性や文化をコントロールするか」という副題に要約されている。

ギッシングは『三文文士』(1891 年)の中で当時の巨大メディアに生殺与奪の権を握られた貧乏作家の悲哀を描いた。主人公の妻が関心を示す国際著作権は 1886 年のベルヌ条約で確立されたが、アメリカの批准(1908 年)までには 1 世紀以上かかっている。しかし、米国内の著作権法では、1976 年に個人著作物の保護期間が死後 50 年、職務著作物が公表後 75 年に延長され、更に 1998 年には 20 年間の延長が議会で認可され、死後 70 年と公表後 95 年になった。これはミッキーマウスの著作権が切れる寸前の延長だったことで、「ミッキーマウス保護法」と呼ばれている。海賊出版が普通であったアメリカの地を 1842 年に初めて訪れたディケンズは、国際著作権の確立を説いたスピーチの中で、「多額の負債を抱えたスコットも、何百万もの愛読者がいたアメリカでの印税があれば、あれほど苦しまずに済んだらう」と言った。案の定、英国作家の作品を無断転載していた新聞各社に、ディケンズは「紳士でなくて欲得ずくの悪党だ」とか、「国際著作権法があれば有名になれなかったはずだ」とか書かれた。昨今のアメリカの著作権法の実態を知れば、ディケンズは腰を抜かすに違いない。

個人の生存中に版權を手厚く守る必要があるのは当然だが、故人となってから 70 年も守ることの意義については懐疑を抱かずにおれない。「子孫のために美田を残さず」と言った西郷隆盛を崇めるつもりはないが、著作家は子孫のために版權を半永久的に守りたいと本当に思っているのであろうか。インターネットの普及に従って社会変化の速度が増している時代に、職務著作物の版權を公表後 1 世紀近くも保護するならば、レッシグ氏が危惧するように、人間の創造性や文化を抑圧してしまう害の方が、より深刻な問題になるような気がしてならな

い。アメリカの著作権法は、一般大衆や進取の気性に富む人の利益ではなく、著作権侵害を拡大定義する巨大なメディア産業の利益（ということは政府の利益）の優先のために認可されたもので、インターネットの創造性や可能性を抑制し、ひいては創造する自由だけでなく想像する自由までも危うくしかねない。しかし、著作権を軽んじて、その著作物を利用する自由を無制限かつ無秩序に許すと、ディケンズの時代にアメリカの読者が米国作家の高価な作品を避けて英国作家の安価な作品に流れたことで分かるように、インターネットを通さない昔気質の作家の良質な作品が圧殺されてしまう危険性があることも、私たちは肝に銘じておかねばならない。

ここで、著作権と情報発信の問題について、日本の学会と会員の場合で考えてみたい。ミラー氏の発表は、いわゆる「ヴァーチャル・カンファレンス」の形でウェブ上に再現されており、誰でも追体験できる。日本ではディケンズ・フェロウシップ日本支部が2001年から同じ企画を始めている。春と秋の大会は録画され、すべて基本的にビデオ・オン・デマンドの形でネット上に公開される。そのような公開を肖像権などの理由で拒否する人が学会によってはいるかも知れないが、その場合は録画から音声ファイルだけを取り出して、ハンドアウトと一緒に公開すればよい。ヴァーチャル・カンファレンスについては、欠席者や一般の人が追体験するための情報発信以上に、学会活動の永久的な記録保存としての意義の方が、ずっと大きいと筆者は思っている。

これは学会のジャーナルにも言えることである。ディケンズ・フェロウシップ日本支部では、最新号の電子版<<http://wwwsoc.nii.ac.jp/dickens/bulletin/>>は活字版と同時に発行される。そうした同時発行は会費徴収のために得策でないとしても、学会誌のバックナンバーは永久保存のために - 図書館で欠落号に気づいて失望しないために - 電子化して全部公開すべきだ。執筆者の中には著作権を盾に拒否する人がいるかも知れないが、活字版の方は大学図書館などで公開されているのだし、そもそもできるだけ多くの人に読んでもらうために書いているはずである。電子ジャーナルは日本でなかなか普及しないが、その原因は信頼性の欠如にある。権威ある学会（例えば日本英文学会）が率先して電子化を推進すれば、あとは推して知るべしだ。日本英文学会に所属していない英米文学の研究者は決して少なくない。難しいかも知れないが、電子ジャーナルだけの発行にすれば、印刷・製本・発送などのコスト減により、会費を下げた会員数を増やすことも可能になるのではあるまいか。

学術情報の流通メディアは紙から電子に急速に方向転換している。しかし、学術情報の電子化を象徴する英米の電子ジャーナルは、多くの学会が面倒な自主出版を避けた結果、主導権を商業出版者に握られ、その不当な価格設定が研究資源の入手を困難にしている。これに対抗すべく北米研究図書館協会が立ち上げたのが、SPARC

(Scholarly Publishing and Academic Resources Coalition) である。この連合の後援を受けて、大学の研究者による学術出版の主導権の奪回と適正価格の電子ジャーナルの発行を提唱している組織、“Create Change”のサイト<<http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/j/projects/isc/sparc/create/>>は、研究者の著作権を考える上で必見の価値がある。

知的財産権は大学の研究者にとって自らの存立に関わる重要な問題であるが、理系と違って著作権や特許権で生活する意思（見込み）のない文学研究者の場合、研究成果はできるだけ早くパブリック・ドメイン（社会の共有財産）に加えた方がよい。公益のための情報発信は実用性至上主義の理系への対抗策にもなるからだ。無断借用が心配であれば、PDF ファイルに変換してコピー＆ペーストや印刷に禁止の設定を施せばよい。ただし、そうした心配は活字版でも同断である。筆者の場合、自分の研究成果に価値があるとは思えないが、その公開とは別に、インターネット元年からヴィクトリア朝作家の電子テキストの作成を始め、2003年12月にはハイパー・コンコーダンス（KWIC コンコーダンスのウェブ版）<<http://victorian.lang.nagoya-u.ac.jp/concordance/>>を公開した。C++言語のプログラムで作成したハイパー・コンコーダンスでは、ヴィクトリア朝の作家100人、それ以外の英国の（アイルランドを含む）作家50人、米国の作家50人の主要作品が検索可能となっている。電子テキストの方にも著作権があるはずだが、自分の作成したものが別のサイトで公開されているのを時たま目にする。同じ誤字が残っているので一目瞭然だが、目に角を立てないようにしている。文学受難の時代、特にマイナーな古い作家の場合は、何はさておき作品が簡単に入手できて読める状況を作ることが重要だからである。

インターネット元年から十年目に入ったが、今もメールとウェブが車の両輪である点は同じ 変わったのはメールではスパムが、ウェブでは有害サイトと泡沫サイトが増えただけ である。ミラー氏が警告した「文学の消滅」はないだろうが、このような状況だからこそ、私たちは「文学研究の消滅」を阻止するために、責任を持って情報発信をする必要がある。色彩あざやかな英語学科のホームページは多いが、教員紹介のページがない所も依然として多い。大学（院）受験のためにアクセスした学生の最大関心事は、どんな先生がどんな研究をしているかであろう。十年前に比べるとホームページ作成の難度は十分の一になった。ワードや一太郎で画像などを取り込みながら自分のホームページを作れば、そのままウェブ・サイトとして保存できる。情報公開と言うと、行政機関の不正を防止するための強制的な情報開示を連想しがちだが、私たち英米文学の研究者にとっての情報公開とは、いつまでも著作権に拘泥するのではなく、同じ研究者のみならず一般の人にも資するように、研究成果その他の有益な情報を自主的に発信することだと筆者は考えたい。 （名古屋大学教授）